

令和7年度豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施方針

1 趣旨

この方針は、「豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」及び「豊中市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要領」に基づいて、各年度における指導の重点指導事項等を明確にし、計画的に指導を実施するために策定する。

2 基本的な考え方

指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、障害福祉サービス事業者等の支援を基本とし、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図ることを目的とする。

また、これらの目的に資するため、自立支援給付対象サービス等の取扱い及び当該サービスに係る費用の請求等に関する事項を障害福祉サービス事業者等に周知することを基本とし、必要な調査、助言及び指導を行う。

3 指導の種類

指導の種類は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導
- (2) 運営指導

4 集団指導の対象及び実施方法

- (1) 集団指導は、原則として、毎年度の4月1日現在指定を受けている全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。
- (2) 集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、その費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者又は障害児虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方法、又はオンライン等の活用による動画の配信等により行う。
- (3) 集団指導は、あらかじめ実施日時、指導内容等を定め、原則として実施日の概ね3週間前までに当該障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。オンライン等を活用して実施する場合は、上記に関わらずあらかじめ資料の確認期限を定めて通知するものとする。

5 運営指導の対象及び実施方法

(1) 障害福祉サービス事業者等に対する運営指導は、集団指導の出欠状況等を踏まえて、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業を行う障害福祉サービス事業者等については、原則として 3 年に 1 回以上の頻度で、その他のサービスの事業を行う障害福祉サービス事業者等については、原則として指定の有効期間内に 1 回以上の頻度で、計画的に実施する。また、新規指定された事業を行う障害福祉サービス事業者等については、原則として当該事業の指定後 3 年以内に運営指導の対象とする。ただし、就労継続支援 A 型を行う障害福祉サービス事業者等については、新規指定の半年後を目途に初回の運営指導の対象とする。

(2) (1) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する障害福祉サービス事業者等は、運営指導の対象とする。

- ① 利用者等からの苦情が多いなど、特に運営指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等
- ② 関係行政機関等からの情報提供を受けて、運営指導の実施が必要と認められる障害福祉サービス事業者等
- ③ 運営指導の結果、指導した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等で再度の運営指導により、改善が見込まれる障害福祉サービス事業者等
- ④ ①～③に該当する障害福祉サービス事業者等のほか市長が、運営指導が必要と認める障害福祉サービス事業者等

(3) 運営指導は、次に定める方法により実施するものとする。

- ① 運営指導の実施に際しては、実施に係る根拠法令、目的、実施日時、実施場所、指導担当者、出席者及び準備すべき書類等を、「運営指導の実施及び関係書類の事前準備について」（以下「運営指導実施通知」という。）により、あらかじめ対象の障害福祉サービス事業者等に文書により通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者又は障害児に対する虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合など、市長が緊急を要するものと判断した場合は、指導開始時に通知することにより運営指導を行うことができる。

- ② 運営指導の実施に当たり、障害福祉サービス事業者等から事前に関係書類等の提出を求める必要がある場合は、運営指導実施通知において当該書類等の提出を求めることを付記するものとする。

- ③ 運営指導は、原則として2名以上の職員で行う。
- ④ 運営指導の時間は、原則として、あらかじめ通知した実施時間を超えないものとするが、運営指導の進捗状況により、あらかじめ通知した実施時間を超過することが予想される場合は、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て、実施時間を延長することができる。なお、実施時間の延長の同意が得られないときは、運営指導を中断しその日以降において市長が定める日に、運営指導を再開するものとする。
- ⑤ 運営指導は、原則、実地において、当該障害福祉サービス事業者等から事前若しくは当日に提出を受け又は閲覧に供された書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとする。

また、指定等の基準に違反する若しくは自立支援給付対象サービス等の内容又はその費用の請求について過誤等が確認された場合若しくはその疑いがある場合等で必要なときは、当該障害福祉サービス事業者等の同意を得て当該事実を確認する書類等の写しの提出を求めることができる。

6 運営指導における重点指導事項

(1) 人員、設備及び運営指導に関する事項

- ① 利用者の権利擁護及びその観点を踏まえた適切な支援
(利用者の人権尊重)
- ② 虐待の防止及び身体的拘束等の原則禁止
- ③ 非常災害対策
- ④ 業務継続計画の策定
- ⑤ 衛生管理等（感染症等の予防、発生時の対応及び従業者の健康診断の適正な実施等含む）
- ⑥ 事故発生時の対応（事故防止の取り組み等含む）
- ⑦ 人員基準の順守及び勤務体制の確保
- ⑧ サービスの提供の記録（記録及び利用者確認等含む）
- ⑨ 個別支援計画の作成等

(2) 報酬請求指導に関する事項

- ① 自立支援給付等の適正化
- ② 加算の算定要件（各加算要件に関する記録等）の遵守

③ 例外的な態様でのサービス提供の算定要件の遵守

7 運営指導後の措置

- (1) 運営指導においては、運営指導員が当日の指導内容等について運営指導メモを作成し、障害福祉サービス事業者等に対して、その内容を講評する。
- (2) 運営指導結果については、原則としてこの運営指導メモの事項を精査した上、該当する運営基準等の項目、根拠法令等改善を要する事項及び改善すべき内容を明示し、市長の定める日までに「運営指導改善報告書」（以下「改善報告書」という。）の提出により、改善状況を報告させるものとする。改善報告書には、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付ける。

改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出及び管理者等からの説明を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。
- (3) 運営指導において、自立支援給付対象サービス等の内容若しくはその費用の算定又はその請求に過誤が確認されたときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、当該事例の他、自立支援給付対象サービス等を行った全ての事例に関して、自主的に点検（以下「自主点検」という。）させるとともに、当該自主点検の結果、過誤が確認されたときは、過誤調整等による返還を行うよう指導する。過誤調整の額等は改善報告書において報告させるものとする。
- (4) 上記に関わらず、正当な理由なく、市長が定める日までに改善を行わない場合及び改善報告書と異なった内容等が判明した場合は、当該改善指摘事項を重点として速やかに監査を実施する。